

保護者 児童生徒の皆様

甲斐市『コンピュータ持ち帰り活用のルール』について

学校教育課
令和3年9月

学習内容をよく理解し、より豊かな学びしていくために、コンピュータを上手に活用していくことが大切です。コンピュータはみんなの学習に役立てるための道具です。家でも学校と同じように、コンピュータを活用した学習ができる環境があると、家庭での学習や非常時のオンライン学習に役立ちます。

とても便利な道具ですが、心配されることもあります。そこで『コンピュータ持ち帰り活用のルール』を定めました。みんなでこのルールを守り、コンピュータを「安心・安全・快適」に活用していきましょう。

1 目的

- ・コンピュータの持ち帰り学習は、家庭でも学習活動にコンピュータを使い、学習の道具として使える力を伸ばすことが目的です。学習活動に関わること以外に使ってはいけません。
- ・学校からの課題や自主学習が終わったら、コンピュータを閉じます。

2 扱い方

- ・コンピュータは自分の家で使います。
- ・長く使えるよう、取りあつかいに十分に気をつけます。
- ・ランドセルやカバンに入れる場合は、教科書やノートの間にれます。
- ・コンピュータを、落としたり置き忘れたりしないよう気をつけます。
- ・登下校中は、コンピュータをランドセルやカバンから出しません。
- ・食べたり飲んだりしながらコンピュータを使いません。
- ・コンピュータの使用前と使用後には手や指をしっかり洗います。
- ・家庭では家の人の目の届くところに置きます。
- ・水や湿気のあるところや強い熱のある場所には置きません。
- ・磁石を近づけないようにします。

3 健康のために

- ・長時間使用せず、休みを入れながら使います。
- ・正しい姿勢で、画面に近づきすぎないように気をつけて使います。
- ・30分に一度は遠くの景色を見るなど、ときどき目を休めます。
- ・寝る1時間前には閉じるようにしましょう。

4 安全な使用のために

- ・貸し出すコンピュータにはフィルタリング（見られるページの制限）がかけられていますが、「おかしいな」と思うページに入ってしまったときはすぐに画面を閉じ、家人に知らせます。

5 個人情報の保護のために

- ・コンピュータを他人に貸したり、使わせたりしません。
- ・自己や他人の個人情報（名前や住所、電話番号など）はインターネット上に絶対にアップロードしません。
- ・相手をきずつけたり、いやな思いをさせたりすることを絶対に書き込みません。
- ・アカウント、パスワードなど他人にわからないように保管します。

6 カメラで撮影する場合

- ・カメラで誰かを撮影するときは、必ず撮影する相手の許可をもらいます。

7 データの保存について

- ・人の作った作品には著作権があります。コンピュータで作ったデータやインターネットから取り込んだデータ（写真や動画など）は学習活動で先生が許可したものだけ保存します。

8 故障などが起きた場合

- ・家庭で故障が起きたり、なくしたりした時は学校に連絡します。
- ・故意による破損の場合、修理代の負担をしてもらう場合があります。

9 使用の制限

- ・甲斐市『コンピュータ持ち帰り活用のルール』が守れないときは、コンピュータに厳しい制限がかかったり、利用できなくなったりします。しっかり守って使います。

家庭でもルールが作られていると思います。そちらも大事にしながら、みなさんが豊かな学びができるように上手に使ってください。

【お問い合わせ】

甲斐市教育委員会 学校教育課
電話 055-278-1696